

## 日吉津村コンポスト導入促進・電気式生ごみ処理機購入助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化のために各家庭が設置するコンポストの導入及び電気式生ごみ処理機の購入を促進するため、経費の一部を助成することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成金交付の対象)

第2条 助成金交付の対象となるコンポスト及び電気式生ごみ処理機は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 機種は問わないが、耐久性があり、場所を移動し何度も使用できるもの。
- 2 この助成を受けることができる者は、日吉津村に住所を有し住民登録している者とし、個数については、原則1世帯1台とする。ただし、複数台必要な理由が明確な場合は、この限りではない。

### (助成金の額)

第3条 コンポストの助成金の額は、購入費の2分の1以内とし、5,000円を超えない範囲とする。

- 2 電気式生ごみ処理機の助成金の額は、購入費の3分の1以内とし、20,000円を超えない範囲とする。

### (助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、コンポスト及び電気式生ごみ処理機導入促進助成金交付申請書に必要事項を記入し、日吉津村長に申請するものとする。

### (助成金の交付決定)

第5条 村長は、前条のコンポスト及び電気式生ごみ処理機導入促進助成金交付申請を受理したときは、交付すべき助成金の額を決定し、申請者に助成金を支払わなければならない。

### (決定の取り消し)

第6条 村長は、助成金の交付を受ける者が次の各号の一に該当したときは、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

### (委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

一部改正 平成 4年4月1日

一部改正 平成 6年4月1日

一部改正 平成 7年4月1日

一部改正 平成14年4月1日